

○木更津市入札参加資格者指名停止措置要領

(昭和61年3月14日決定)

改正	平成 6年 9月26日	平成25年 4月 1日
	平成11年11月 1日	平成29年 5月17日
	平成18年 5月29日	令和 2年 4月 1日
	平成19年 5月25日	令和 3年 3月26日
	平成19年10月18日	令和 4年 3月18日
	平成21年 5月 7日	

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事又は製造の請負、測量及び設計等の委託、役務の提供、物件の購入並びに賃貸借（以下「建設工事等」という。）の契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、木更津市入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）が工事事務等を引き起こした場合における指名停止等に関して、法令に特別の定めがあるものを除くほか、必要な措置を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格者が別表第1、第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、あらかじめ木更津市建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）に諮り、情状に応じて別表各号の定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止を行ったときは、建設工事等の契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて別表各号の定めるところにより期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業

体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第4条 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号若しくは第2号又は第3号から第6号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号若しくは第2号又は第3号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）

3 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるために、別表各号、前各項及び第5条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

4 市長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24箇月を超える場合は24箇月）まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、当初の指名停止期間が満了していると

きは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格者が当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

7 市長は、第5項により指名停止の期間を変更するとき及び前項により指名停止の解除を行うときは、あらかじめ審査会に諮るものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号の定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第4条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は本市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号又は第5号に該当したときそれぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第2第3号から第6号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (3) 別表第2第3号又は第4号までに該当する有資格者について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号又は第4号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号

に定める短期に1箇月加算した期間

- (5) 本市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第5号又は第6号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間

（指名停止の通知）

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行う場合は、指名停止通知書（別記第1号様式）により有資格者に通知するものとする。

2 市長は、第4条第5項により指名停止の期間を変更した場合は、指名停止期間変更通知書（別記第2号様式）により有資格者に通知するものとする。

3 市長は、第4条第6項の規定により指名停止を解除したときは、指名停止解除通知書（別記第3号様式）により有資格者に通知するものとする。

4 前3項にかかわらず、市長が通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

5 市長は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本市の発注した建設工事等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合にはこの限りでない。

（下請等の禁止）

第8条 市長は、指名停止の期間中の有資格者が本市発注の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（指名保留）

第10条 市長は、有資格者の指名停止を行うほか、必要に応じ指名を保留することができる。

(指名停止の公表)

第11条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格者名等を公表するものとする。

(疑義の解決等)

第12条 この要領の解釈及び運用は、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ（平成6年4月20日採択）を参考にする。

2 この要領の解釈について疑義が生じたときは、審査会の意見を聴き、審査会の長がこれを決定する。

附 則

1 この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

2 木更津市指名競争入札参加業者指名停止基準（昭和56年1月28日決定）は、廃止する。

附 則（平成6年9月26日）

この要領は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成11年11月1日）

この要領は、平成11年11月1日から施行する。

附 則（平成18年5月29日）

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成19年5月25日）

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年10月18日）

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成21年5月7日）

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月17日）

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 第1

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本市が発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 本市が発注した建設工事等（以下この表において「市発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>3 千葉県内における建設工事等で、前項に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p>

<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内</p>
<p>7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4箇月以内</p>
<p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上2箇月以内</p>

別表 第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本市以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12箇月以上24箇月以内</p> <p>6 箇月以上12箇月以内</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6 箇月以上12箇月以内</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>2 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 千葉県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合において、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>4 千葉県外の区域において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12箇月以上24箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>6 箇月以上12箇月以内</p>

(公契約関係競売等妨害又は談合)	
5 千葉県内において、公共機関が発注した建設工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12箇月以上24箇月以内
6 千葉県外の区域において、他の公共機関が発注した建設工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6箇月以上12箇月以内
(建設業法違反行為)	
7 本市が発注する建設工事等において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2箇月以上9箇月以内
8 本市が発注する建設工事等以外において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内
(その他の不正又は不誠実な行為)	
9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、本市の契約業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内
10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

木 第 号
年 月 日

様

木更津市長

印

指名停止通知書

このたび、貴社（殿）が ※① は、誠に遺憾である。よって、下記のとおり指名停止したので通知する。

今後は、このような事態が生じることのないよう、十分注意されたい。※②

今後は、このような事態が生じることのないよう、十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。※③

記

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の理由

（注）

※① 措置要件に該当する事実を簡明に記載すること。

※②・※③ 第6条第5項の適用がある場合は※③を用いること。

木 第 号
年 月 日

様

木更津市長

印

指名停止期間変更通知書

年 月 日付け木 第 号で貴社（殿）を指名停止した旨を通知しているが、このたび下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

- 1 変更前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変 更 の 理 由

木 第 号
年 月 日

様

木更津市長

印

指名停止解除通知書

年 月 日付け木 第 号で貴社（殿）を指名停止した旨を通知しているが、下記のとおり当該指名停止を解除したので通知する。

記

指名停止解除日 年 月 日